

いばらき

第404号

雇用ニュース

2015年12月



「クリスマスツリー」(行方市) (観光いばらき「写真ひろば」より)

◇◇ 雇用に関するご相談はハローワークへ! ◇◇

－ お も な 内 容 －

- ・ 県内の雇用情勢 2
- ・ 民間企業の実雇用率は1.83% 3
- ・ 平成27年度(後期)障害者就職面接会 4
- ・ 「特定就職困難者雇用開発助成金」の支給要件を変更します 5～6
- ・ 茨城県の最低賃金 7
- ・ 茨城県雇用関係主要指標 8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

有効求人倍率 1.15倍

「雇用情勢は、一部に厳しさが見られるものの、改善が進んでいます」

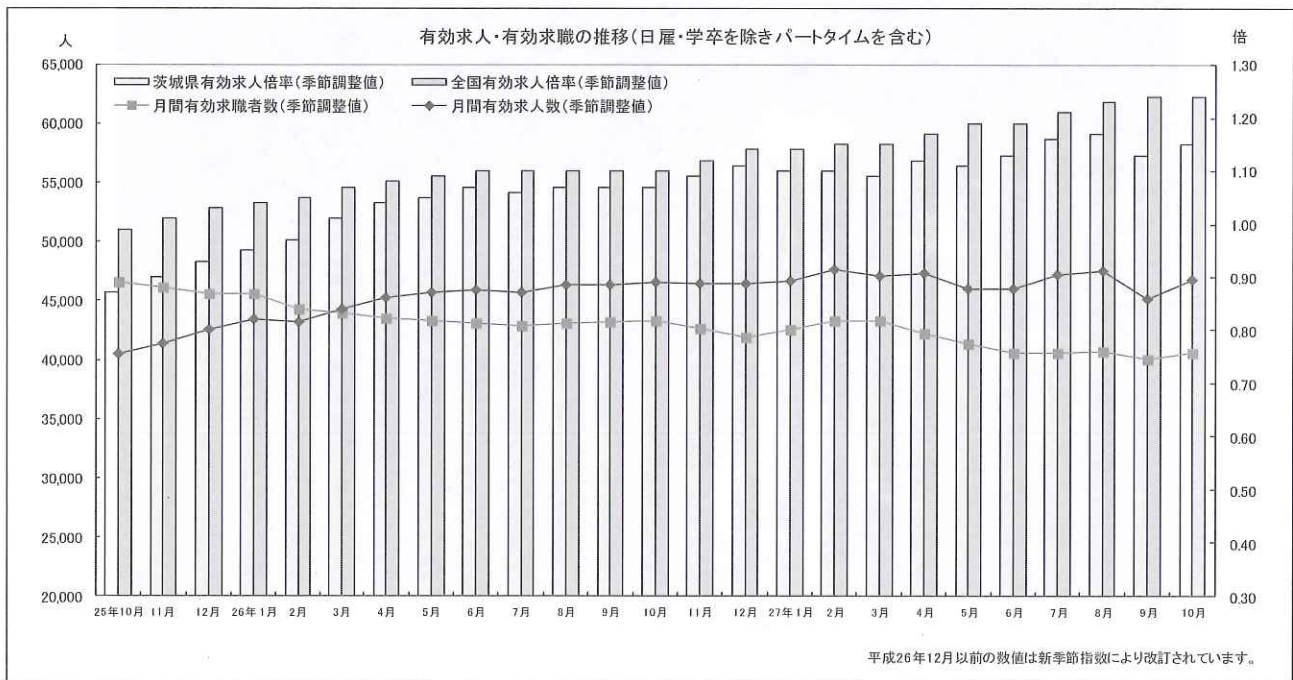
1 概況

10月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は19,617人で、前年同月と比較して7.5%増と3か月ぶりに増加となりました。雇用形態別では、一般常用は同5.3%の増加となり、常用的パートタイムは同9.8%の増加となりました。新規求職申込件数は11,139人で前年同月比1.2%の減少となり、雇用形態別でみるとパートタイムを除く常用は同2.3%の減少、常用的パートタイムは同1.3%の増加となりました。また、パートを含む常用求職者の若年求職者（34歳以下）は同7.1%の減少となり、高年齢求職者（60歳以上）は同0.6%の増加となりました。

有効求人数（原数値）は、48,941人で前年同月比は同率となりました。

一方、有効求職者数（原数値）は41,120人で同6.5%減と、27ヶ月連続の減少となりました。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は1.15倍（季節調整値）で、前月を0.02ポイント上回りました。なお、原数値は1.19倍と前年同月を0.08ポイント上回りました。



2 新規求人の動き

新規求人数は19,617人となり、前年同月比で7.5%増と3か月ぶりの増加となりました。

産業別にみると、卸売業、小売業（前年同月比18.5%増）、サービス業（同8.2%増）、医療、福祉（同7.1%増）などで増加となりましたが、宿泊業、飲食サービス業（前年同月比27.0%減）などが減少となりました。

規模別でみると、1,000人以上（前年同月比24.4%増）、300～499人（同24.3%増）、100～299人（同22.7%増）、500～999人（同22.0%増）、30～99人（同11.1%増）、29人以下（同3.2%増）と、全てが増加しました。

雇用形態別では、一般常用は前年同月比5.3%の増加となり、常用的パートタイムは同9.8%の増加となりました。

3 新規求職の動き

新規求職申込件数は11,139人となり、前年同月比で1.2%減と4か月連続で減少しました。

雇用形態別の割合では、一般求職者68.9%（前年同月69.6%）と0.7ポイント下回り、数では前年同月比で2.3%の減少となりました。

一方、パートタイム求職者は、割合で31.1%（前年同月30.4%）と0.7ポイント上回り、数では前年同月比で1.3%の増加となりました。

また、パートタイムを含む常用求職者で見ると、新規求職申込件数のうち34歳以下の若年者の占める割合は35.0%と前年同月（37.2%）を2.2ポイント下回りましたが、数では前年同月比で7.1%の減少となりました。

同じく、パートタイムを含む常用求職者のうち、60歳以上の高齢者の占める割合は16.4%となり、前年同月（16.2%）を0.2ポイント上回り、数は前年同月比で0.6%の増加となりました。

4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は2,837件で、前年同月と比較し5.3%増と4か月ぶりに増加しました。また、新規求職申込件数に占める割合は25.5%で、前年同月（23.9%）と1.6ポイント上回りました。

雇用保険受給者実人員は8,520人と、前年同月比で8.1%減と25ヶ月連続の減少となりました。

雇用保険被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は639人で、資格喪失者の割合では5.9%（前年同月5.6%）となり、事業主都合離職者数では前年同月比4.6%増となりました。

民間企業の実雇用率は 1.83%

～雇用障害者数・実雇用率は過去最高を更新～

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は 2.0%）以上の障害者を雇用することを義務付け、また、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について報告を求めている。このほど、平成 27 年 6 月 1 日現在における茨城県の「障害者雇用状況」の集計結果がまとまりました。

<集計結果の主なポイント>

- 1 【民間企業】[法定雇用率 2.0%] ※（ ）は前年の値
○雇用障害者数、実雇用率は過去最高を更新。
 - ・雇用障害者数は 4,927.0 人（4,722.5 人）前年比 4.3%、204.5 人増加
 - ・実雇用率は 1.83%（1.75%）前年より 0.08 ポイント増加
 - ・法定雇用率達成企業の割合は 53.1%（50.2%）前年より 2.9 ポイント増加
- 2 【公的機関等】[同 2.3%、都道府県の教育委員会は同 2.2%] ※（ ）は前年の値
○茨城県及び市町村等全てで法定雇用率を達成。
 - ・茨城県の機関：雇用障害者数 160.5 人（157.5 人）、実雇用率 2.38%（2.36%）
 - ・茨城県教育委員会：雇用障害者数 363.5 人（369.5 人）、実雇用率 2.22%（2.24%）
 - ・市町村等：雇用障害者数 538.0 人（532.5 人）、実雇用率 2.45%（2.43%）
- 3 【独立行政法人など】[同 2.3%] ※（ ）は前年の値
○18 機関中 17 機関で法定雇用率を達成。（なお、未達成機関は 10 月 1 日現在で法定雇用率達成）
 - ・雇用障害者数 599.5 人（602.5 人）、実雇用率 2.45%（2.54%）

茨城県の民間企業の実雇用率（1.83%）が全国実雇用率（1.88%）を下回っていることから、茨城労働局・ハローワークでは次の点について推進いたします。

1 法定雇用率未達成企業に対する指導

- ①平成 27 年 4 月から新たに障害者雇用納付金制度の対象企業となった企業規模 100 人超から 200 人以下企業（平成 27 年 3 月までは企業規模 200 人超企業が納付金制度対象企業）のうち法定雇用率未達成企業
- ②法定雇用率未達成企業のうち 1 人不足企業が、68.6%と過半数を占めていることから、1 人不足企業等を中心に、事業主訪問による指導を実施します。

2 障害者就職面接会の開催（4 ページをご参照下さい。）

法定雇用率未達成企業に対して面接会への参加を要請します。

3 茨城障害者職業センター等との連携強化

障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、職場適応援助及び同行紹介等、法定雇用率未達成企業への就職支援を行い、着実な雇用につなげます。

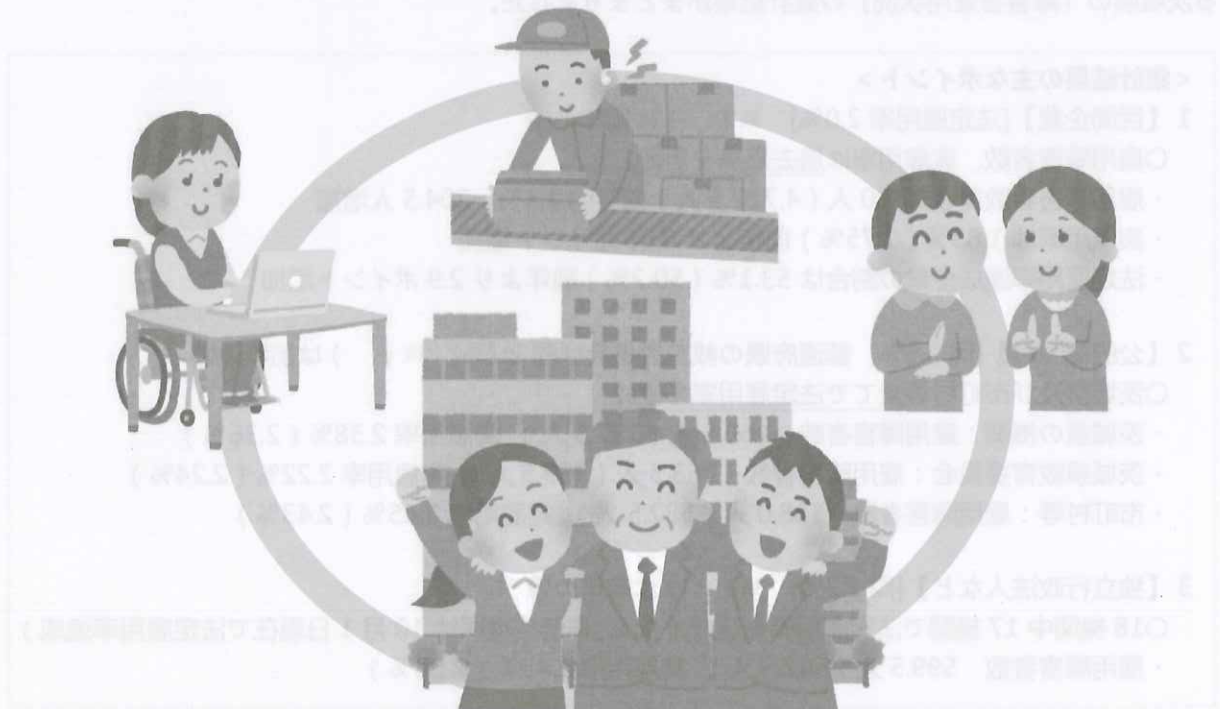
4 障害者雇用の促進に向けた P R 活動の展開

茨城県とも連携し、経済団体等への要請活動、ポスターの掲示、各種広報誌の発行などを通じて、さらなる障害者雇用の促進に向けた P R 活動に努めます。

平成27年度（後期）

障害者就職面接会

～ひとつの理解が大きな希望へ～



◆◆◆ 求人・求職募集中 ◆◆◆

詳しくは、管轄のハローワークまでお問い合わせ下さい。

鹿嶋会場

- 2月5日（金）
- 鹿島セントラルホテル
神栖市大野原4-7-11
- 開催時間：13:00～15:30

土浦会場

- 2月9日（火）
- ホテルグランド東雲
つくば市小野崎488-1
- 開催時間：13:00～15:30

筑西会場

- 2月10日（水）
- 結城市民情報センター
結城市国府町1-1-1
- 開催時間：13:00～15:30

日立会場

- 2月16日（火）
- 国民宿舎「鵜の岬」
日立市十王町伊師640
- 開催時間：13:00～15:30

水戸会場

- 2月19日（金）
- ホテルレイクビュー水戸
水戸市宮町1-6-1
- 開催時間：13:00～15:30

【主催】ハローワーク・厚生労働省茨城労働局・茨城県

※各会場とも受付は12:30からとなります。
(天候により、順延または中止になる場合があります。)

(事業主の方へ)

平成27年10月1日から

「特定就職困難者雇用開発助成金」の支給要件を変更します

「特定就職困難者雇用開発助成金」は、平成27年10月1日から、下記のように支給要件の一部を変更します。今後ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご注意ください。

離職割合要件の追加 平成27年10月1日以降、対象労働者を雇い入れる場合

過去にこの助成金を受給した事業所で、助成金の対象となった労働者の離職割合が高い場合（以下の要件①または②のいずれかに該当する場合）、新たな対象労働者の雇入れについて、この助成金を受けることはできません。

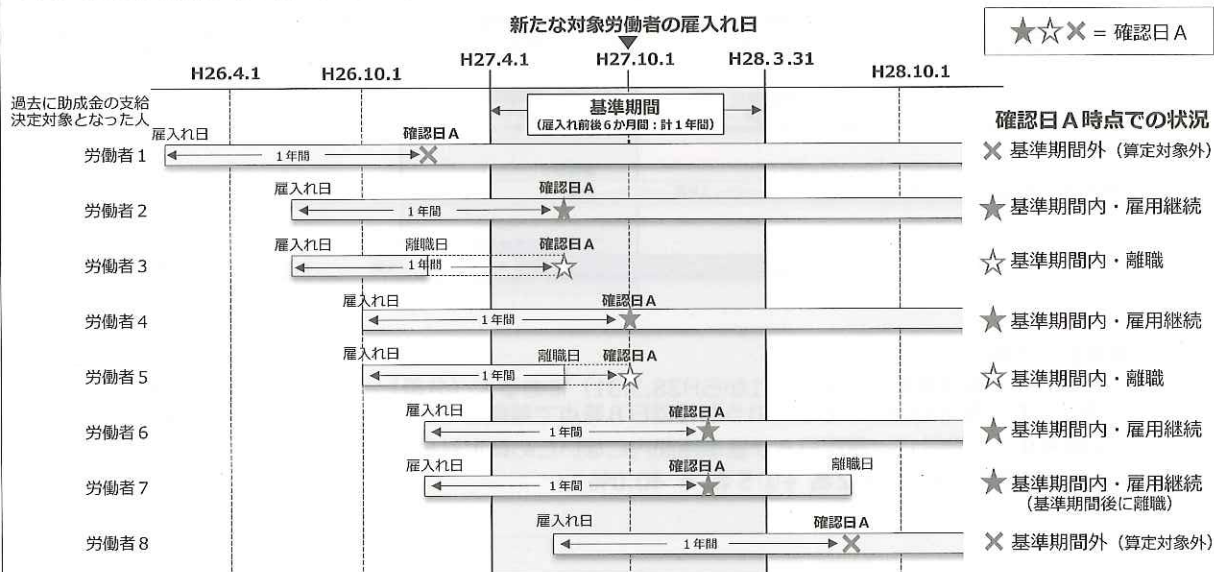
<要件①> 雇入れ1年後の離職割合が50%を超えていること

過去にこの助成金の支給決定の対象となった労働者について、基準期間※1内に雇入れ日から起算して1年を経過する日（＝確認日A）がある人が5人以上いる場合で、その確認日A時点での離職割合※2が50%を超えていること

※1 新たな対象労働者の雇入れ日の前後6か月間

※2 離職割合（%）＝（確認日Aが基準期間内にある人のうち確認日A時点で離職している人）÷（確認日Aが基準期間内にある人）

◆算出方法具体例（対象労働者を平成27年10月1日に雇い入れた場合）



<離職割合の算出方法>

① 確認日Aが基準期間内（H27.4.1からH28.3.31）にある人（分母）：6名（労働者2～労働者7）

② 確認日Aが基準期間内にある人のうち確認日A時点で離職している人（分子）：2名（労働者3、労働者5）

※労働者1と労働者8は確認日Aが基準期間内にないため算定対象外

⇒ 離職割合（%）：②2名 ÷ ①6名 = 33.3%

＜要件②＞ 助成対象期間終了1年後の離職割合が50%を超えていること

過去にこの助成金の支給決定の対象となった労働者について、基準期間※¹内に助成対象期間※²の末日の翌日から起算して1年を経過する日（＝確認日B）※³がある人が5人以上いる場合で、その確認日B時点での離職割合※⁴が50%を超えている場合

※1 新たな対象労働者の雇入れ日の前後6か月間

※2 助成対象期間の途中で離職した場合も、雇入れ時に定められた助成対象期間とする

※3 助成対象期間が3年の者の場合は、確認日Bを「助成対象期間の末日の翌日」とする

※4 離職割合（％）＝（確認日Bが基準期間内にある人のうち確認日B時点で離職している人）÷（確認日Bが基準期間内にある人）

◆算出方法具体例（対象労働者を平成27年10月1日に雇入れた場合）



＜離職割合の算出方法＞

① 確認日Bが基準期間内（H27.4.1からH28.3.31）にある人（分母）：5名（労働者10～労働者14）

② 確認日Bが基準期間内にある人のうち確認日B時点で離職している人（分子）：2名（労働者11、労働者13）

※労働者9と労働者15は確認日Bが基準期間内にないため算定対象外

⇒ 離職割合（％）：②2名 ÷ ①5名 = 40.0%

＜注意事項＞

- ▶ 「離職」には原則、理由を問わず、すべての離職を含みますが、「対象労働者の死亡」、「天災その他やむを得ない理由によって事業の継続が不可能となったことによる解雇」、「同一事業所に継続して2年以上雇用され、かつ65歳以上の年齢で離職した人」、「就労継続支援A型事業所のサービス利用者として雇用されていた人であって、離職理由がA型事業所の支援を受けたことによる一般就労への移行である人」などは除きます。
- ▶ 離職割合要件の確認に当たって、関係書類の提出を求め場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ▶ 「特定就職困難者雇用開発助成金」、「高年齢者雇用開発特別奨励金」、「被災者雇用開発助成金」のいずれかで離職割合要件に該当する場合は、この3つの助成金の新たな対象労働者の雇入れについて不支給となります。
- ▶ 助成金の受給に当たっては、このほか、各種要件があります。ご不明な点については、最寄りのハローワークまたは都道府県労働局（職業安定部）にお問い合わせください。

茨城県の最低賃金

I 地域別最低賃金

件 名	最低賃金額 時間額（円）	効力発生效年月日	適用範囲
茨城県最低賃金	747	平成27.10.4	茨城県内の事業所で働くすべての労働者

II 特定（産業別）最低賃金

※ 適用除外（特定（産業別）最低賃金を適用せず茨城県最低賃金を適用する労働者）

（1）18歳未満又は65歳以上の者 （2）雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの

（3）清掃、片付けの業務に主として従事する者 （4）下表の備考欄の適用除外業務に従事する者

※ 主要な経済活動が適用範囲に掲げる産業に分類される純粋持株会社は、当該適用範囲に含まれます。

※ 件名及び適用範囲は、日本標準産業分類によります。

産 業 名	最低賃金額 時間額（円）	効力発生效年月日	適用範囲	備考（適用除外等）
鉄 鋼 業	851	平成27.12.31	茨城県内の鉄鋼業の事業所で働く労働者	手作業による製品の洗浄又は包装の業務に主として従事する者については、茨城県最低賃金を適用する。
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	825	平成27.12.31	茨城県内のはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業のいずれかの事業所で働く労働者 ただし、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く）、包装・荷造機械製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所で働く労働者を除く。 並びに、業務用機械器具製造業のうち、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所で働く労働者を除く。	次に掲げる業務に主として従事する者については茨城県最低賃金を適用する。 イ 賄いの業務 ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくはバリ取りの業務 ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	821	平成27.12.31	茨城県内の計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所。並びに電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業のいずれかの事業所で働く労働者。 ただし、電気機械器具製造業のうち電球製造業、一次電池（乾電池、湿電池）製造業、医療用電子応用装置製造業、情報通信機械器具製造業のうちラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業のうち音響部品・磁気ヘッド・小型モーター製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所で働く労働者を除く。 また、測量機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所で働く労働者を除く。	
各種商品小売業	795	平成27.12.31	茨城県内の各種商品小売業の事業所で働く労働者 なお、各種商品小売業とは、衣・食・住にわたる各種の商品を小売する事業所で、そのいずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所をいう。（百貨店・総合スーパー・よろず屋等）	

詳しくは、茨城労働局ホームページの「茨城県の最低賃金」をご覧ください。
お問い合わせ先は茨城労働局 労働基準部 賃金室（029-224-6216）となります。

茨城県雇用関係主要指標

年・月 項 目	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全 数	雇用保険 受 給 者 実 人 員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高年齢者	求人全数	求職全数		
24年度月平均	14,362	3,226	10,965	11,967	4,682	1,631	38,569	48,253	3,862	10,913
25年度月平均	15,150	3,340	11,690	11,479	4,363	1,648	40,562	46,730	3,801	10,591
26年度月平均	17,004	3,552	13,285	11,079	4,048	1,722	46,385	43,022	3,677	8,943
26 年 4 月	16,591	3,702	12,710	15,026	5,355	2,821	45,050	46,915	4,555	7,988
5	16,114	3,431	12,552	11,532	4,177	1,892	43,873	46,638	3,918	9,346
6	15,657	3,232	12,206	10,822	3,993	1,585	43,683	45,366	3,887	9,355
7	16,366	3,805	12,414	10,818	4,083	1,617	43,656	44,240	3,600	9,962
8	17,037	3,246	13,657	9,721	3,695	1,349	44,950	42,754	3,038	9,787
9	17,995	3,888	13,838	11,602	4,262	1,672	47,866	43,657	3,825	9,737
10	18,244	3,938	14,081	11,278	4,172	1,812	48,926	43,995	3,839	9,268
11	16,001	3,257	12,647	8,533	3,120	1,327	47,149	40,902	3,117	8,621
12	14,810	2,957	11,713	7,454	2,727	1,122	45,239	37,189	2,884	8,385
27 年 1 月	18,337	4,058	14,124	11,947	4,332	1,849	45,912	38,755	3,003	8,377
2	19,470	3,732	15,575	11,817	4,204	1,758	49,356	41,295	3,436	8,246
3	17,423	3,373	13,897	12,392	4,453	1,864	50,961	44,554	5,017	8,239
27 年 4 月	16,612	3,380	13,047	14,036	4,723	3,081	47,342	45,602	4,480	7,677
5	15,095	2,869	12,088	10,504	3,751	1,753	43,665	44,021	3,540	8,637
6	16,378	3,690	12,539	10,937	3,928	1,732	44,056	43,142	3,713	9,104
7	17,541	3,702	13,681	10,226	3,723	1,614	45,076	41,887	3,525	9,256
8	16,911	3,217	13,554	9,325	3,411	1,344	46,352	40,623	3,021	9,285
9	15,679	3,531	11,998	10,089	3,602	1,530	46,409	40,083	3,355	9,083
10	19,617	4,078	15,367	11,139	3,874	1,822	48,941	41,120	3,429	8,520
11										
12										
28 年 1 月										
2										
3										

年・月 項 目	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全 国 完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値) %
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
24年度月平均	1.20	1.32	0.80	0.82	5.5	10.1	▲ 6.4	▲ 7.6	0.7	▲ 1.5	▲ 8.1	▲ 7.8	280	4.3
25年度月平均	1.32	1.53	0.87	0.97	5.5	8.4	▲ 4.1	▲ 6.9	▲ 1.6	▲ 2.3	▲ 3.0	▲ 8.6	256	3.9
26年度月平均	1.53	1.69	1.08	1.11	12.2	3.6	▲ 3.5	▲ 5.7	▲ 3.3	▲ 5.3	▲ 15.6	▲ 11.4	233	3.6
26 年 4 月	1.51	1.64	1.04	1.08	27.5	10.0	▲ 3.7	▲ 6.0	4.6	▲ 4.3	▲ 24.5	▲ 17.7	254	3.6
5	1.51	1.64	1.05	1.09	15.3	4.0	▲ 11.2	▲ 10.5	▲ 0.1	▲ 6.7	▲ 22.9	▲ 20.2	242	3.5
6	1.51	1.65	1.07	1.10	21.2	8.1	▲ 0.3	▲ 1.7	5.7	▲ 0.7	▲ 21.4	▲ 12.4	245	3.7
7	1.48	1.66	1.06	1.10	11.8	4.5	▲ 6.6	▲ 9.3	▲ 8.2	▲ 6.4	▲ 20.0	▲ 13.2	248	3.8
8	1.53	1.65	1.07	1.10	13.4	▲ 0.6	▲ 6.4	▲ 9.2	▲ 4.5	▲ 8.1	▲ 19.2	▲ 12.9	231	3.5
9	1.57	1.68	1.07	1.10	18.6	6.3	▲ 0.4	▲ 1.8	0.1	▲ 1.9	▲ 14.2	▲ 8.8	233	3.6
10	1.58	1.69	1.07	1.10	12.8	1.1	▲ 5.0	▲ 6.7	▲ 6.8	▲ 6.5	▲ 15.4	▲ 10.4	233	3.5
11	1.53	1.69	1.09	1.12	0.3	▲ 4.4	▲ 11.5	▲ 10.9	▲ 14.0	▲ 10.9	▲ 13.7	▲ 11.2	219	3.5
12	1.62	1.77	1.11	1.14	11.3	5.6	▲ 3.4	▲ 4.7	▲ 7.5	▲ 5.9	▲ 11.5	▲ 8.2	210	3.4
27 年 1 月	1.52	1.77	1.10	1.14	5.1	3.0	▲ 3.4	▲ 6.7	▲ 9.6	▲ 5.7	▲ 10.3	▲ 9.5	231	3.6
2	1.52	1.63	1.10	1.15	11.0	1.7	8.7	1.0	▲ 1.9	▲ 3.4	▲ 3.7	▲ 7.5	226	3.5
3	1.53	1.72	1.09	1.15	4.8	4.7	1.3	▲ 1.7	▲ 0.8	▲ 3.7	▲ 0.3	▲ 5.3	228	3.4
27 年 4 月	1.57	1.77	1.12	1.17	0.1	0.1	▲ 6.6	▲ 7.8	▲ 1.6	▲ 4.8	▲ 3.9	▲ 6.5	234	3.3
5	1.52	1.78	1.11	1.19	▲ 6.3	▲ 4.0	▲ 8.9	▲ 10.8	▲ 9.6	▲ 10.4	▲ 7.6	▲ 12.6	224	3.3
6	1.61	1.78	1.13	1.19	4.6	6.8	1.1	▲ 0.4	▲ 4.5	▲ 2.5	▲ 2.7	▲ 5.8	224	3.4
7	1.68	1.83	1.16	1.21	7.2	4.3	▲ 5.5	▲ 5.9	▲ 2.1	▲ 6.2	▲ 7.1	▲ 8.2	222	3.3
8	1.60	1.85	1.17	1.23	▲ 0.7	4.9	▲ 4.1	▲ 4.0	▲ 0.6	▲ 4.3	▲ 5.1	▲ 5.9	225	3.4
9	1.50	1.86	1.13	1.24	▲ 12.9	0.9	▲ 13.0	▲ 11.7	▲ 12.3	▲ 11.6	▲ 6.7	▲ 7.1	227	3.4
10	1.71	1.83	1.15	1.24	7.5	5.4	▲ 1.2	▲ 4.0	▲ 10.7	▲ 8.2	▲ 8.1	▲ 7.3	208	3.1
11														
12														
28 年 1 月														
2														
3														

- (注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。
2. 新規求職申込件数の「うち若年者」とは34歳以下の者、「うち高年齢者」とは60歳以上の者で、パートを含む常用。
3. ▲印は減少を示す。
4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。
なお、9月より一部調査区域を除き全国となっている(平成23年3月から8月までは被災3県を除いたものとなっている。)
5. 平成26年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。